

境港市議会政治倫理条例へのパブリックコメントに係る対応

1. 条例改正案の修正の要否

否

2. 理由及び回答

●意見1

公益通報者（市職員）への保護制度の確立や外部通報窓口の設置、ハラスメント議員の第三者委員会による調査などの規定が必要。

【回答】

境港市議会では、令和6年10月に実施したアンケート調査の結果を重く受け止め、まずは、ハラスメントがおきない取り組みを進めることを同年12月に決定し、「境港市議会 ハラスメント防止のための行動規範」を定めたところです。その上で、平成27年4月に制定した「境港市議会政治倫理条例」に、当時認識の薄かった「ハラスメントを含めた人権侵害のおそれのある行為など」を禁止する規定を設け、そのような事案が起きた際には、同条例の定めるところに則り対応ができるように改正案を提示したところです。

また、市職員が市議会議員からハラスメントを受けた際の相談は、市の内部規定である「境港市ハラスメント防止要綱」にて、市役所内部に設置されている相談窓口で受理できることから、既存の内部窓口の周知や外部相談窓口の設置、相談を受けた際の処理の仕組み、調査方法については、今後、議員によるハラスメント防止対策を議論する中で、検討していくこととしています。

なお、公益通報者保護法の公益通報の対象となる事実は、主に犯罪行為の事実又は過料の理由とされている事実であり、職場で行われたパワー・ハラスメントやセクシャル・ハラスメントについては、その全てが公益通報の対象にあたるわけではないと解されるのですが、上記の要綱には、プライバシーの保護や不利益取扱の禁止が掲げられていることから、法の趣旨は十分に反映されているものと考えます。

今、全国で「ハラスメント行為」に起因する問題が多く見受けられることから、ハラスメント防止対策として必要なことは何かについて、さらに議論を重ね、実行できることからひとつひとつ進めていきたいと考えています。